

役員選挙公告

2019年3月25日

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ定款第18条、第19条及び役員選挙規約により下記のとおり役員選挙を行います。

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
選挙管理委員長 藤澤妙子



1、立候補受付期間は、2019年4月1日から4月15日17時00分まで（選挙管理委員会宛に到着したもの）

1、選挙区及びその定数は下記のとおりです。

役員	区分	選挙区	定数	対象行政区
理事	<全体区>	全体区	8人	—
	<地方区>	県北西部地区	4人	相模原市、厚木市、伊勢原市、平塚市、秦野市、小田原市、南足柄市、愛甲郡、足柄上郡、足柄下郡、中郡、大和市、座間市、海老名市、藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市、高座郡
		県東部地区	3人	川崎市
		県南部地区	7人	横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
監事	—	—	5人	—

1、立候補の資格について

- ① 2019年2月28日付けでパルシステム神奈川ゆめコープの組合員として在籍していること。
- ② 次に該当する方は立候補の資格から除外します。
 - ・ 生協法の規定により役員となることができない者
 - ・ 未成年者
 - ・ 被補助人
 - ・ 破産手続開始の決定を受け、復権していない者
 - ・ 役員選挙規約第11条による選挙管理委員
 - ・ 総代

1、立候補受付方法

立候補用紙に必要事項を記入の上、生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ選挙管理委員会へ立候補用紙を立候補受付期間内に提出ください。

1、選挙運動

立候補者が選挙運動を行うにあたっては、社会的常識に従い公正に行うよう留意し実施してください。問題がある場合は、役員選挙規約に基づき選挙管理委員会が判断を行い、指示をいたします。

1、選挙・当選の確定

選挙及び投票は総代会で行いません。役員立候補の数が選出区の定数の範囲である場合は、当該選出区については投票を省略して、候補者全員を当選人とします。定数を上回る場合は、総代会において総代の投票により決定します。選挙方法は役員選挙規約に基づきます。